

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行	
<p>（要排出抑制施設）</p> <p>第十條の二 法第十八條の三十二の政令で定める施設は、別表第四の二に掲げる施設とする。</p> <p>別表第四の二（第十條の二関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="805 197 922 1055"><p>一 製銑<small>せん</small>の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）</p><p>二 製鋼の用に供する電気炉</p></td></tr></table>	<p>一 製銑<small>せん</small>の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）</p> <p>二 製鋼の用に供する電気炉</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>一 製銑<small>せん</small>の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）</p> <p>二 製鋼の用に供する電気炉</p>		